

【中国】幹部任用の不正防止制度

海外立法情報調査室・宮尾 恵美

* 幹部の腐敗問題が深刻化する中で、幹部の選抜任用に当たっての不正を防止するため、中国共産党中央弁公庁は「党政府指導幹部の選抜任用業務責任追及弁法（試行）」を印刷・配布、各地区・部門に実施の通達を出した。又、同党中央組織部は、「党政府指導幹部の選抜任用業務の関連事項報告弁法（試行）」等 3 件の弁法を制定した。新華社が 2010 年 3 月 31 日に報道、4 月 1 日付け『人民日報』に 4 件の弁法の全文が掲載された。

制定の背景

中国共産党と政府の指導幹部の選抜任用については「党政府指導幹部の選抜任用業務条例」が 2002 年 7 月に公布、施行され、指導幹部となるための条件、会議や投票等民主的手続きを経て候補者を決める民主的推薦、組織（人事）部門が考察グループを組織し実施する対象者の考察、党委員会（党組）による討論と任免の決定等、業務の各段階の内容、手順、責任者が具体的に定められている。2006 年 6 月には、同条例に基づき、選抜任用業務の監督の対象や方法等を定めた「党政府指導幹部選抜任用業務監督検査弁法（試行）」が施行された。今回の 4 件の弁法は、同条例あるいは同弁法に基づき、幹部の選抜任用業務の検査、不正行為とその責任追及等について詳細を規定したものである。

党政府指導幹部の選抜任用業務責任追及弁法（試行）

選抜任用業務において果たす役割によって、次のとおり責任を負うべき 5 つのグループとそれぞれの違反や不正に当たる行為を定めている。①党委員会（党組）の主要な指導幹部や関連する指導幹部：幹部任免の順序及び規定の違反、個人的な抜擢、人選の不正な調整等 10 項目の行為（第 4 条）、②組織人事部門の主要な指導幹部と関係者：関連規定にある基本条件、就任資格及び順序に従った民主推薦を実施しなかった等 8 項目の行為（第 5 条）、③考察グループの責任者と関係者：調査対象者や関係者から金品、有価証券及び接待を受ける等 8 項目の行為（第 6 条）、④規律検査監察機関の主要な指導幹部や関係者：違反行為の見逃し等 4 項目の行為（第 7 条）、⑤その他の関連する指導幹部：虚偽情報の提供、近親者や秘書等の抜擢要求等 8 項目の行為（第 8 条）。そのほか民主的評議（注）や民意調査の結果、一般幹部の満足度が明らかに低く、評判が悪い場合は、党委員会と組織人事部門の指導幹部の責任を追及することも定められている（第 9 条）。

責任追及の方式については、違反の状況が軽微な場合には、訓戒、始末書の提出とするが、問題が重大である、又は悪影響を及ぼした場合には、他のポストへの異動、引責辞任、免職、降格等の処分を行い（第 10 条）、犯罪の疑いがある場合には、司法

機関に移送し処理する（第 11 条）。

党政指導幹部の選抜任用業務の関連事項報告弁法（試行）

幹部の選抜任用の際、事前に 1 級上の組織人事部門に報告し、意見又は同意を得なければならない事項を規定する。機構の改編や主要な指導メンバーの離任のため業務上の必要から抜擢人事を行う、秘書等身近な者を抜擢する等である（第 3 条～4 条）。上級組織部門は報告事項を審査し、15 日以内に回答する（第 5 条）。

地方党委員会常務委員会による委員会全体会議への幹部選抜任用業務報告及び民主的評議接受の弁法（試行）

地方の党常務委員会は毎年、選抜任用業務の状況報告を委員会全体会議に対して行うが、その業務（の実施状況）と新規に選抜任用された指導幹部は民主的評議の対象となる（第 2 条）。評議の参加者は、委員会全体会議、当該級の人民代表大会や政府等のメンバーで（第 3 条）、規定の評議表に無記名方式で各自の評価を記入する（第 5 条）。民主的評議の結果、満足度が明らかに低く、一般幹部からの苦情が多い者には組織による審査を行い、関係する責任者の責任を追及して改善を促すが、一般幹部からの苦情が集中した幹部については、当該級の党委員会組織部門がその選抜任用の状況について説明し、相応の教育と処分を行う（第 8 条）。

市県党委員会書記の幹部選抜任用業務履行の離任時検査弁法（試行）

市県党委員会書記が抜擢や定年退職等で離任するときは、上級の党委員会組織部門は、その書記が在任期間中に履行した幹部選抜任用業務の職務実施状況を検査する（第 2 条）。検査の重点は党の幹部政策の実施状況、市県党委員会が選抜任用した幹部の状況等である（第 5 条）。検査は、検査対象の党書記からの報告、在任中の職務の実施状況と新任用幹部についての民主的評議、一般幹部からの意見聴取等の順番で行う（第 6 条）。民主的評議において職務に対しての全体評価が基準に満たない者に対しては審査、認定を経て、相応の処分を行い、抜擢予定者はその資格を取り消す（第 8 条）。幹部選抜任用業務の規定への重大な違反行為や、職務不履行或いは不正確な履行のために人事上の失敗や過ちを犯し、悪い結果や影響をもたらした者には調査を行い、事実であれば責任を追及し、応分の組織的処分或いは党の規律処分を行う。抜擢予定の者には、その抜擢資格を取り消した上で、さらなる処分を行い、新任用の幹部に対する民主評議での満足度が著しく低い場合には、市県党委員会書記は、その任用の状況について説明を行わなければならない（第 9 条）。

注 指導幹部の民主的評議とは、幹部の総合的な査定方法。一般的な手順は、会議等において幹部自身が業務実施状況等の報告を行い、質疑応答を経て、評議参加者が幹部の徳、能力、実績等の面から評価・査定を行う。